



中津市監査委員告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 21 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 建築指導課
選挙管理委員会事務局

2. 監査の対象期間 令和4年度分

3. 監査の実施期間 令和6年5月13日 ～ 令和6年6月21日

4. 監査を実施した監査委員 岡 雅 一 ・ 千木良 孝 之

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和6年6月28日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【選挙管理委員会事務局】

（指摘事項）

（1）報酬の支払いについて

投票管理者の報酬について、投票日前日に行う投票所設営の出席確認を行っていないにもかかわらず、投票所設営日を含めた分の金額で支払いを行っている。

今後、投票所の設営についても投票管理者の出席確認を行い、欠席の場合は、報酬を減額して支払うよう改められたい。

（2）支出事務について

参議院議員通常選挙における選挙公報配布業務手数料の単価を35円としているが、契約書や仕様書等がないため、単価の根拠が分からず、適正な価格であるか判断ができかねる。よって、何に基づいて単価を設定しているか説明を求める。また、今後は中津市契約規則、契約事務マニュアル、随意契約ガイドライン等に沿った適正な契約事務を行われたい。

【建築指導課】

（指摘事項）

特に指摘すべき事項はなかった。